

平成25年5月14日

学校法人 幾徳学園
理 事 会 御 中

学校法人 幾徳学園

監 事 河田 清明

監 事 永井 俊行

私たちは、学校法人幾徳学園の監事として、私立学校法第37条第3項に基づいて同学園の平成24年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）における財産目録及び計算書類（資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表及び収益事業に係る貸借対照表、損益計算書）を含め、学校法人の業務並びに財産の状況について監査を行いました。

私たちは監査にあたり、理事会その他重要な会議に出席するほか理事等から業務の報告を聴取し、重要な書類等を閲覧し、また会計監査人である新日本有限責任監査法人から監査に関する説明を受けるなど必要と思われる監査手続を実施しました。

監査の結果、私たちは、学校法人幾徳学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、財産目録及び計算書類は会計帳簿の記載と合致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めました。

以 上